

広報

'83

あいう

2・1

No. 230

発行 秋穂町役場



今年も元気よく出発だ

(元旦早朝正八幡宮参拝マラソン大会から)

今月の主な内容

- | | |
|----------|---|
| 2・3ページ | 新春消防出初め式、今年も消防
功労等で31人を表彰。 |
| 4・5ページ | 愛の交信、赤い羽根(結果報告)
所得税、町・県民税の申告など
は2月21日から3月31日まで。 |
| 6・7ページ | みんなの健康 |
| 8・9ページ | 公民館だより |
| 10・11ページ | 郷土小史。創造性を育てる遊び |
| 12・13ページ | 私はこう思う、交通事故を防ぐ
には。選挙豆事典 |
| 14ページ | お知らせ |

町設、自衛消防団員250人が勢ぞろい 新春消防出初め式

今年も消防功労等で31人を表彰



勢ぞろいした消防団員

新春恒例の秋穂町消防出初め式が、一月五日午前九時三十分から秋穂小学校体育館で来賓多数のご臨席のもと、町設消防団員、自衛消防団員併せて二百五十人が勢ぞろいし、盛大に挙行されました。当日、表彰されたかたがたは次

のとおりです。

(敬称略)

山口県消防協会会長表彰

町設消防団員

功績章

▽中央分団 徳光啓加▽浦分団

田中邦生

永年勤続章

三十年 ▽中央分団 上田洋一

▽同 繁光恭一

二十五年 ▽浦分団 波多野富一

十五年 ▽中央分団 荒川伝作

▽浦分団 谷川重義

退職消防団員

▽西村 章

町長表彰

町設消防団員

勤続章

▽大海分団 赤瀬昭久

功労章

▽大海分団 河野俊明▽中央分団 荒川伝作▽浦分団 西山博己

▽同 菊繁治人

精勤章

▽大海分団 藤田 進▽同 北野恵助▽同 道中義隆▽中央分団 原田昭登▽同 山内知昭▽同 中村泰憲▽同 村本和男▽浦分団 澄川憲三▽同 小池省二▽同 村

田美之

自衛消防団

勤続章(二十年)

▽花香北 平田 勇▽中津江 石本義雄▽同 三浦 誠▽花香南 金子正男▽中津江 西村佳典▽宮ノ且 内田淳夫

一般消防協力者

▽宮ノ且 磯部松治▽中条 故西村きみえ

愛犬は正しく飼いましょう



登録は年1回(4月)
注射は年2回(4月と10月)

犬はクサリにつないで飼いましょう。



◆犬を飼う前に知っておきたいこと
犬は、私たちの生活にもっとも近い動物ですが、飼う人の目的はさまざまです。

◆他人への迷惑と危害の防止
苦情のほとんどが、放し飼いの犬やのら犬によって、畑を荒らさる、子どもにほえついたり、かみつく危険があるなどであり、飼う人の努力と責任で解決できるものです。

◆不用犬の引き取り
毎週末曜日の午前九時までに、町役場本庁または大海支所へ連れてきてください。

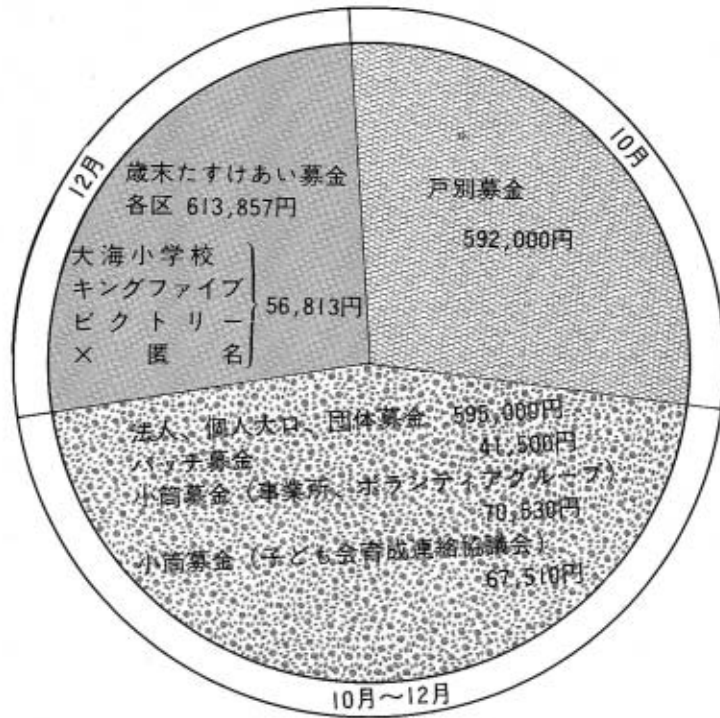
愛がんとして、番犬として、また、子どもの情操教育のために飼っておられる人も多いでしょう。しかし、犬による苦情が多く寄せられるのはなぜでしょう。
飼っておられる人が、犬の性質をよく知り正しい飼い方をされれば、他人に迷惑をかけないですむのではないのでしょうか。
◆登録と狂犬病予防注射
生後二か月以上の犬は必ず登録(毎年四月に更新)しなければなりません。また、春と秋(年一回)の注射を受けなければなりません。
◆他人への迷惑と危害の防止
苦情のほとんどが、放し飼いの犬やのら犬によって、畑を荒らさる、子どもにほえついたり、かみつく危険があるなどであり、飼う人の努力と責任で解決できるものです。
◆不用犬の引き取り
毎週末曜日の午前九時までに、町役場本庁または大海支所へ連れてきてください。

◆どうしても飼えなくなったなら
小さいうちにはかわいいものですが、成長しても飼い続けられるか考えて飼うべきではないでしょうか。

そして、飼い始めたからには終生愛情をもって飼いましょう。どうしても飼うことができなくなったときには、不用犬として引き取りをもらってください。

遠くに放したり、捨てたりすると、「動物の保護及び管理に関する法律」によって罰せられるだけでなく、その犬は、のたれ死にするか、のら犬となって、周辺の人々にたいへんな危害と迷惑をかけることとなります。

昭和57年度共同募金結果報告



昭和57年度歳末たすけあい配分報告

被保護・要保護家庭	84世帯	228,000円
長期在宅療養者	33人	66,000円
重度心身障害児者	80人	160,000円
病院・施設入所児者	77人	115,500円
不遇児童		94,670円
配合		6,500円
		670,670円

昨年十月から始まりました赤い羽根共同募金には、皆さまの温かいご協力をいただき、別表のようにたくさんの方の善意が寄せられました。

募金を集めてくださいました区長さんや婦人会長さん、募金して



いろいろな善意の集まりによる結果で、ただ、ただ、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

この内、歳末たすけあいを除く金額を県共同募金会へ送金し、来年の事業費として地域へ還元されます。(戸別募金目標額のみ県域配分)。

歳末たすけあい募金は、町社会福祉協議会から町内の在宅要援護家庭や、施設入所者へお届けいたしました。衷心より厚くお礼申し上げます。

(株)セイホウ・ファンデーション工場の開所式を挙行



開所式で祝辞を述べる藤田町長

当町に進出が決定し青江北浜に工場を建設中だった女性用肌着メーカー、セイホウ・ファンデーションが、今度の隆盛が期待されます。

十二月現地で開所式が盛大に挙行されました。

社員のほとんどが地元採用であり、今後の隆盛が期待されます。

2月21日から
3月15日まで



お早めに!!

私たち町民の生活上や生活環境の整備、それに産業振興のための資金——それが「税金」ですが、今年も税金の申告シーズンとなりました。所得税の確定申告、町・県民税の申告は本町では、二月二十一日から、贈与税は税務署で、一月一日から始まっています。申告期限はいずれも三月十五日です。

期限間近になると窓口が相当混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。

所得税は五十七年分が確定し、また、町・県民税、国保税は五十八年度の皆さんの税金を計算する重要な資料となります。期限内に正しい申告をしましょう。

町・県民税



申告が必要な人

- 五十八年一月一日現在、町内に住所があった人で、五十七年中に次のことに該当される人。
 - 商業、製造業、農業、漁業などを営んでいる人。
 - 地代、家賃、配当などがあった人。
 - 土地や建物を売却し譲渡所得のある人。
 - 給与所得者でも、日給等で源泉徴収されていない人。
 - 五十七年中に会社等退職をした人。
 - 厚生年金等を受給されている人。
 - 雑損控除、医療費控除を受けようとする人。
 - 住所はないが事業所や家・屋敷のある人。
- ただし、次の人は申告の必要はありません。
- 五十七年分の所得税の確定申告書を税務署に提出した人。
 - 給与所得だけで、給与の支払者から給与支払報告書が役場に提出されている人。

所得税

確定申告をしなればならない人

- 一般の人
- 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人。
- 地代、家賃、配当、譲渡などの所得がある人で合計額が、基礎控除(二十九万円)、配偶者控除(二十九万円)、扶養控除(一人当たり二十九万円)などの所得控除

奥さんの税金

最近パートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、

年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

夫の所得から配偶者控除が受けられるのは、パートによる所得が二十九万円以下の場合です。

パート収入は、通常、給与所得になります。給与所得は、年収から給与所得控除額(年収が百二十万五千元までは一律に五十万円)を差し引いて求めますので、年収が七十九万円(月平均六万五千八百円)までなら配偶者控除が受けられます。

従って、パート収入が七十九万円を超えますと、夫の所得から配

の合計額を超える人。

- 土地、建物の譲渡による課税の特例を受ける人。

- サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。

- 給与の年収が一千万円を超える人。
- 二か所以上から給与をもらっている人。

次に主婦にいくらから税金がかかるかは、主婦自身にどんな所得控除が受けられるかによって違いますが、通常は納税者に一律に認められている基礎控除の二十九万円だけの場合が多いので、パートの年収が七十九万円を超えると所得税がかかります。

以上のことをまとめると、次のようになります。

パートの収入と所得税

パートの収入	配偶者控除が夫の所得から	所得税がパート収入に
79万円以下	受けられる	かかりません
79万円超	受けられない	かかる

今年はずいぶん
青色申告を



毎日の取り引きをきちんと帳簿につけ、その帳簿に基づいて正確に所得や税額を申告する人は、税金の面でいろいろ有利な特典が受けられる制度——これを「青色申告」といっています。

これに対し、一般の申告を「白色申告」といいます。白色申告の特典は、全部で四十一もありますが、その中で皆さんが多く利用されているのは次のようなものです。

◆青色専従者給与 事業主と生計をともにしている配偶者や十五歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事している人に支払った給与は、労務の対価として適性であれば全部が必要経費になります。

◆青色申告控除 青色申告している人は、一律に十万円が必要経費に上乗せして特別に控除されます。

◆純損失の繰り越し繰戻し 事業所得などに損失が出たら、

申告相談日程

◎申告の受付時間 (午前9時から午後4時まで)

日	会場	該当者または該当地区
2月21日(月)	町役場会議室	所得税事業税申告該当者
22日(火)	◇	◇
23日(水)	◇	下村、祇園町
24日(木)	◇	本町、上本町、東本町、海岸通、加茂、屋戸
25日(金)	花香南公民館	中津江、花香北、花香南
26日(土)	西青江公民館	中道、先青江、西青江、金山領
28日(月)	中野公民館	中野
3月1日(火)	西天田公民館	東天田、西天田
2日(水)	宮之旦公民館	宮之旦
3日(木)	黒湯北公民館	黒湯北、黒湯南
4日(金)	大河内公民館	大河内北、大河内南
5日(土)	町役場大海支所	天神町、浜中
7日(月)	◇	北条、中条
8日(火)	◇	井南、浜内
9日(水)	赤崎公民館	小浜、赤崎、日地

上記の日程で都合の悪い方は3月10日(木)から15日(火)まで執務時間中、町役場会議室で申告の受付をします。

所得税の確定申告は町・県民税の申告など

一正しい申告で

贈与税



贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。財産の贈与は、主に夫婦や親子の間で行われることが多いので、贈与税のことをうっかり忘れていたという人も案外多いようです。

例えば、金銭のやりとりをしないで、親が所有していた土地や家屋を子の名義に変えたり、夫名義の株式を妻名義に変えたりしたときは、贈与があったものとされます。また、形式的には金銭の貸借になっただけでも「あるとき払いの催促なし」のように実質的に贈与と認められるものについては、贈与税がかかります。

一年間に贈与を受けた財産の価額を合計して、六十万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年一月一日から二月十五日までです。ところで共働きの夫婦が、例えば一千万円の住宅を買う場合、夫が七百万円、妻が三百万円負担し、その住宅を夫名義にすると、妻から夫へ三百万円の贈与となります。この場合、負担額に応じた持ち分の共有名義(夫十分の七、妻十分の三)にすれば贈与になりません。また、夫婦の間で居住用の土地や建物の贈与が行われたときは、一定の要件のもとに、「基礎控除六十万円のほかに「配偶者控除」として最高一千万円までの控除が受けられる特典があります。

その損失額を翌年以降二年間にわたって、順次各年の所得から差し引くことができます。また、前年も青色申告をしている人は、損失額を前年の所得から控除し、既に納付している前年分の所得税の還付を受けることができます。むずかしい手続きはいりません。青色申告をしようとする年の三月十五日までに、青色申告承認申請書を山口税務署に提出すればオーケーです。詳しくは、山口税務署か町商工会へお問い合わせください。



この月は、固定資産税第四期分、国民健康保険第九期分の納付月です。納期限は二月二十八日となっております。納期限内に完納しましょう。

健康と食生活



発育ざかりの 子どもの食事



●最近の子どもの食事の問題点として次の三つが言えるようです。

① 小魚を食べない子ども

今の子どもは魚を食べたがらず、昔のようにカルシウム源にといつて小魚を骨ごと食べるようなことはなくなっています。その理由は骨がある、皮も苦手、青く光るような皮は特に気持ちが悪い、また魚の臭いが嫌いという子どもが多いようです。従って同じ魚でも骨なし・皮なし・臭いなしの白身の魚を好むようです。

小魚を骨ごと内臓ごと食べることは、カルシウムや鉄分の補給にも役立ちます。

子どもの骨折増加が話題となっていますが、骨折児の調査などでは子どもの食生活の乱れ、極端な偏食・運動不足などが原因としてあげられていますので、ふだんから小魚や牛乳や野菜などを毎日食べるようにしたいものです。

② し好飲料・加工食品の取りすぎ

最近の子どもの食生活上の問題の一つにし好飲料の取りすぎがあります。特に夏場にもなると一日に二本も四本もジュースやコーラなどを飲む子どももいるようですが問題です。

し好飲料や清涼飲料水一本の中には砂糖が二〇gも使われていますので、砂糖の取りすぎに通じ、子どもの食欲を害したり、太りすぎや虫歯の原因となっています。また、インスタント食品をはじめ加工食品にはリン酸塩がたくさん用いられているものが多いのでリンの取りすぎを招きます。

リンを取りすぎるとカルシウムの取り方とのバランスが悪くなり、子どもの骨の発育にも悪い影響がありますので、加工品に偏った食生活は問題です。



③ 間食の取りすぎ

最近の間食の与えすぎから食欲をなくしている子どもが多いようです。間食は幼児にとっては食事の仲間です。栄養的に考えねばなりません。制限なくだらだら与えることは避けたいものです。

二歳くらいまでは午前、午後の一、二回、四歳以上にもなれば午後一回程度でよく、菓子やし好飲料に片寄ることのないよう、栄養素のバランスのとれた軽食の形をとることが望ましいようです。

また一品だけ与えるよりパンと牛乳、果物とホットケーキといったように組み合わせることで、甘いものは偏食・食欲不振の原因となったり、虫歯の原因ともなり

市販のものを使っておやつの組み合わせ例

<p>クラッカー3枚 + チーズ12g + トマト30g + ミルク紅茶 牛乳50cc</p> <p>砂糖5g</p>	<p>アイスクリーム50g + ウエハース5g + いちご30g</p>	<p>ビスケット4枚 + ジャム10g + 牛乳100cc</p>
<p>エネルギー 145カロリー たん白質 7.3g</p>	<p>エネルギー 105カロリー たん白質 2.4g</p>	<p>エネルギー 135カロリー たん白質 3.7g</p>

ますので注意したいものです。それに遊び食いにならないよう時間を決めて、二十分から三十分以内に食べ終わるようにしましょう。



● 食事習慣のしつけ

幼児期はとりわけしつけの面できわめてたいせつな時期で、睡眠・排せつ・清潔などの望ましい基本的な生活習慣を身につけさせることがたいせつですが、このよう

なしつけは、幼児がまた自覚しない時期に行動の型つけをし、成長に伴って具体的な事柄を通じて理解させていくようにします。

幼児期にしつけられるべき食事習慣としては、食事時間を規則的にする、時間的にゆとりのある食事をする、よくかみ、よく味わい食事は感謝の気持ちをもっていただく、明るい楽しい食事環境をつくる、望ましい食事作法を身につける、好き嫌いをなくなんでも食べる、食前の手洗い、食後のうがい、歯みがきなどの衛生習慣をしつけるなどたくさんすることがあげられます。

テレビを見ながらの食事、いわゆる「ながら食事」は食事に集中できない子どもをつくるということとで避けなければなりません。かなりの家庭では大人がテレビをみながら食事をしているといった矛盾をおかしていますので、これなど周りの大人の反省すべき点です。

子どもの健康を守るために、日常の生活リズムを健康的に整え、そしてバランスのとれた食事を与え、望ましい食事習慣をつくらせてあげることが周りの大人の責任ではないかと思えます。



1年を力強くと大空へ 新春たこあげ大会



手作りのたこで出番を持つチビっ子たち

創意くふうにあふれた手作りのたこを新春の大空へ乱舞させ一年を力強く踏み出そう……と恒例の新春たこあげ大会が、一月九日(日)午前十時から祇園町埋め立て地で開催されました。大会には、たこづくり講習会や冬休みを利用して作った、色、形などに創意とくふうをこらした力作のたこを手に手に寒さに負けない、たくましい秋穂っ子が

多数集まりました。快晴に恵まれ、強い風を受けて青空高く舞うたこ、バランスが悪く掲げるのに苦労するたこ、それぞれ特色が出ていますが、全般的にもう少しよく揚がるたこがでるとよいと思われています。大会では、デザイン賞、アイデア賞、揚力賞などの審査が行われました。結果は次のとおりです。

2月の学級教室開催日

◎公民館の休館：毎週月曜日：祭日

日曜	中央公民館	大海分館
1(火)	トレーニング・剣道・安来節	詩吟
2(水)	卓球・高齢者・詩吟	華道
3(木)	民謡・洋裁	謡曲
4(金)	トレーニング・民謡・青年団	
5(土)	茶道・社交ダンス	
6(日)	3B体操・絵画・バドミントン	
7(月)		民謡
8(火)	トレーニング・剣道・華道	詩吟
9(水)	卓球・詩吟・家庭教育	
10(木)	民謡・楽焼・いてふ会・青年団	謡曲
11(金)	トレーニング	
12(土)		茶道
13(日)	3B体操・絵画・サッカースポ少(大小)・バドミントン	
14(月)		
15(火)	トレーニング・剣道・安来節	詩吟
16(水)	卓球・詩吟	華道
17(木)	民謡・洋裁	謡曲
18(金)	トレーニング・民謡・青年団	
19(土)	茶道・社交ダンス	
20(日)	3B体操・絵画・バドミントン・体力づくり走ろう大会	
21(月)		民謡
22(火)	トレーニング・剣道・華道・和裁	詩吟
23(水)	卓球・詩吟	
24(木)	民謡・青年団	謡曲
25(金)	トレーニング	
26(土)		茶道
27(日)	3B体操・絵画・サッカースポ少(大小)・バドミントン	
28(月)		

ギター教室：2月は先生の都合で休みです。

- ◎たこ作り講習会参加者の部
 - デザイン賞 長岡よしえ 加茂
 - アイデア賞 藤生章子 加茂
 - 揚力賞 木村康弘 先青江
- ◎低学年の部 (小学四年生以下)
 - デザイン賞 内田雄三 中野
 - アイデア賞 金巨 淳 金山領
 - 揚力賞 武繁 忍 黒瀬南
- ◎高学年の部 (小学五年生以上)
 - デザイン賞 小野匡史 赤崎
 - アイデア賞 金巨 剛 金山領
 - 揚力賞 森王裕司 先青江
- ◎団体の部
 - デザイン賞 原田勝行 中野
 - アイデア賞 緒方優次 中野
 - 揚力賞 緒方幹生 中野

今回も開催した 伝承教室しめ飾り作り



12月26日(日)中央公民館と大海分館の二会場で開催した伝承グループのかたがたのご指導で、しめ飾り作りの講習会を開催しました。

幼児からお年寄りまで130人が参加 元旦早朝正八幡宮参拝マラソン大会



いっ齊にスタートする参加者の皆さん

新春恒例の正八幡宮参拝マラソン大会が、一月一日の午前八時から開催されました。
明るい陽光がふりそそぐ絶好のマラソン日和に恵まれ、幼児からお年寄りまで百二十人が参加し、開会式、準備運動のあと、中央公民館前をいっ齊にスタートし、折り返し点の正八幡宮へと向かいま

した。
全力疾走あり、家族仲よく助け合いながら走ったり、友達と楽しく走る等、参加者各自が思い思いの走り方で五・二キロのコースを完走しました。
折り返し点の正八幡宮では、神前に今年の幸せを願い、新しい五十八年のスタートを祈願しました。

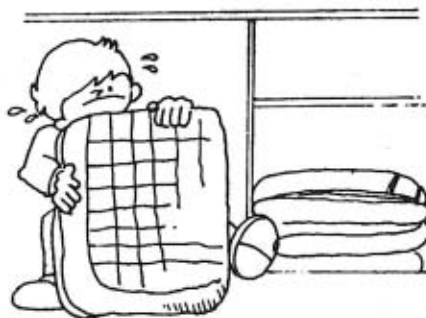
家庭教育通信

No.82

しつけのいろは、 幼児期のしつけ

「け」健全な
反抗期 発育表わす

二歳ころになると自我が芽ばえ、自分でやりたいことをやろうとする気持ちが強くなってきます。ときにだだをこね、親の思うようにならなくなりますが、「反抗期」と言われます。
こうしたときに、親やまわりの人が必要以上に心配して、いちいち口をはさむことはやめましょう。子どもの自我が芽ばえ、自己主張をしているのですから、正常に発育している証拠として親はまず喜ぶべきです。
この時期は、子どもの要求をそのまま通しているとわがままになり、その反対に抑え過ぎると無気力な、いじけた子どもになります。子どもの言い分もよく聞いてや



り、反対の意見も聞かせて考えさせることが、自立のしつけになります。
また、言葉がまだ未発達の時期ですから、親が子どもの気持ちをじゅうぶんくみとるよう心がけてください。



今年の幸福を祈ったどんど焼き

今年一年の健康と学力の向上を祈願する「どんど焼き」が一月十五日（成人の日）に正八幡宮の境内で、子ども会育成連絡協議会の主催で開催されました。
しめ飾りや書き初めなどを手にして集まった子どもたちは、正八幡宮でお祓いをうけた後、点火されたどんど焼きを囲んで今年の幸福を祈りました。
会場では正八幡宮で用意されたぜんざいが配られ、子どもたちはおいしそうにほお張っていました。

郷土史 (113)

秋穂浦疫神社創建

慶応四年（明治元年）に行われた「祇園社」三百年祭記録。その他御年祭記録によると、次のような諸点が明らかになった。

まず祇園社は、その昔永祿六年下村疫神社の鎮座を創建の年として御年祭を行って来ており、通称社名の祇園社は後に相殿として変

神子舞役者附



更するまで萩の寺社奉行所根帳には、正式には「下村疫神社」として載っており、社名に下村の地名があるのは、元祿十四年西ノ町祇園社一帯が井原家領に増加される前は御蔵入の下村の区域であったからとあり、下村大將軍相殿の疫神社を遷座した説と違う。

この説について、天保十二年御根帳控が庄屋元であり、その畫面は次のとおりであった。

文化四年（一八〇七）四月に寺社奉行口羽刑部、六戸主馬が宝曆十二年寺社御改めの節に、その根帳に「下村疫神社」とあるを確認。

祇園社の祭りとお神幸

よつて以後この根帳の前をもつて沙汰するよう示されており、元祿年中に作られた御根帳にない社は解除が仰せ出された。役人衆がこの社を回検の節、当祇園社の儀は疫神社が本社、その余は御相殿と社人の緒方左中、入江右兵衛からも委細申しあげ、故障なく済んでいる。もつとも社人は後で述べる行きがかりで、この後祭事を行っていない。

疫神社三百年祭

秋穂浦疫神社三百年祭は慶応四年に行われたが、実際は三百六年目に当たっていた。なぜ延引したかという、幕末騒動のため藩主

は恭順中で、祭事を差し控えていたが、この年三月御社近辺で大火があり、人家数軒を焼失。神慮のほどを案じていたところ、引き続いて流行病が伝染した。立願祈とうを行ったところ、早速病魔は退散した。

御神恵のほど有り難く感服し、願解きを兼ね臨時祭礼を致したく、しかもこの夏、諸社の御祭事は以前に復せられる旨の御沙汰もあり、御年祭の儀御許可のほど、地下総代の角屋庄左衛門、外屋徳兵衛の二人が畔頭上村得之助を通じ、庄屋山内林太郎から大庄屋秋本源太

した大正十一年の三百六十年祭等は特に盛大であった。

社家と社坊

明治二年神仏分離の年に、善城寺住職玉嶺知道が仏具仏器を取り除けてその社坊の職を退くまで、長い間この社は社人による神事はなく、真言宗善城寺が社坊として一切の社務をつかさどって来た。

三百年祭執行についても、願いは社人を通じて行うはずであったが、前記のように地下総代から願い出ている。その行き掛かりについては次のとおりであった。

元文元年（一七三三）二島、本郷の者共が秋穂浦で無断に藻採りをして故障が起きた（町史六九〇ページ）。両郷の者は立腹して黒濁六本松付近に集まり、浦方に押し寄せて来た。浦方では一戸残らず戸を締め、家に閉じこもったところ、浜辺で漁船十数艘を打ち壊し、そのうえ乱暴の振る舞いをした。

このことがあつて後、せん議のうえ、天田村の住人共をはじめおとがめがあり、漁船は新造して差し戻しを仰せつけられた。この事件以来、地方に住んでいた社人は明治二年まで秋穂浦へは来なくなり、三百年祭の際にも神事は社坊によつて行われた。

明治四年正月に、受持神職の入江吾が代理として初めて当社に奉仕するようになり、この年八月

に疫神社を八坂神社と改称した。

御神幸の由来

御神幸については、善城寺十三世知風法印（下村の上田半右衛門伴）の発起で、寛政年中に願い出た許され、六月六日はじめて御神幸。当時は同夜と翌七日夜共東町の恵美須社前へ御滞興、芝居・地踊等を済ませて還御。それ以後御祭礼には御神幸が行われるようになり、後年八月七日一日で御神幸御となった。この六月定例祭も臨時御祭礼も、その都度願書を差し出し、許可を得て行った。祭礼には井原家からも代参があつた。

明治以降は雨止、風鎮、虫除け等臨時の神幸の場合にも、戸長を経て所轄警察署または分署へ届け出のうえ執行するよう、明治十五年に県令から布達があつた。その翌年四月十六日、病難除けの臨時祭執行のときは神輿を花香に渡御。また明治二十年五月、二百五十年祭執行のとき、屋戸の御旅所で祭式があり、明治四十二年七月二十三日には、花香殿島神社跡を御旅所として渡御。これは殿島社、賀茂社（恵美須社相殿）を八坂神社に合祀した臨時奉告祭であつた。明治四十二年以後、例祭日を新曆七月二十三日と定め、御旅所は従来の屋戸貴船社跡となつた。

（秋穂町教育委員会囑託 田中 穰）

創造性
を
育てる遊び

言葉で遊ぼう

擬態語と擬声語

遊びかた

1 胃がちくちくと痛む。
風がそよそよと吹く。

2 「ちくちくと」「そよそよと」などは、ようすや態度をそれらしく表現した副詞です。このような言葉を擬態語といいます。



3 犬がワンワンと鳴く。雨がザーッと降る。の「ワンワンと」や「ザーッと」は、声や音をそれらしく表現した副詞で、擬声語といいます。



4 いろいろ考えてみましょう。

のろのろと歩く。 きらきらと光る。
ガチャンとわる。 バタンとしめる。

5 擬態語や擬声語は、じょうずに使うと、短い言葉で効果的にものごとを表現できますから、とても便利です。

歳時記

梅

立春を過ぎると、暦の上ではもう春。とは言っても、外はまだまだ冬景色。そんな中で香り高く咲くのが梅の花。歳時期の中で梅は、早春の花として扱われていますが、一方冬の終わりごろ、日当たりのよい場所に咲く早咲きの梅は、冬の季語とされています。梅と並び称されるのが桜ですが、「梅と桜」というと、美しいものが二つ並んだ例えに使われる言葉です。梅と桜とどちらが好きかは、その人の好みにも

盛んだったようです。戦時中は、桜の潔さがたたえられて桜全盛。そして最近では、「桜まつり」も盛んですが「梅まつり」ももてはやされています。その理由は、梅のほうが桜より花期が長いので、観光宣伝をやりやすいことや、バスツアー、団体旅行も計画しやすいためでしょう。梅も世につれです。梅といえば梅干し。「塩梅(あんばい)」という言葉があるくらい、梅と塩とは縁があります。しかし、最近では減塩梅干しが好

よりですが、時代によっても流行があるようです。奈良時代には梅が好まれていたとみえて、万葉集には梅を詠んだものが百首も登場するのに対し、桜は四十首。ところが、平安時代の古今和歌集になると、梅一千首、桜百首と逆転してきます。九六〇年に御所の内裏(天皇の住む御殿)が焼けた後、紫宸殿(ししんでん)の前にあつた梅を桜に植えかえたのも、そのためでしょう。江戸時代に入ると、桜の花見はもちろんです。梅の花見も

評。普通一〇%余りの塩分を含みますが、減塩梅干しは一〇%くらいにおさえているようです。



私はいくらも思えば交通事故を防ぐには

1人ひとりが交通安全を守る

秋中3年 藤生和代

交通安全という言葉は、小学生にでもなればだれでもすぐ覚えてしまいます。しかし、言葉は知っていたとしても、意味を知っている人はなん人もいるでしょうか。一口に言ってしまうと、「危なくないように、事故のなないように道路を行きすぎる」などと言えらるでしょう。この交通安全が守られるには、歩行者や自転車に乗っている人たちと、自動車等のドライバーが気をつけることの両方がたいせつになってきます。

最近、登下校時の自転車通学者の態度は、とても悪いのです。今日自分の帰ってきた様子一つを考えても、悪かったことはたくさんあります。例えば、人を追い越すために道路のまん中に飛び出してしまったり、よそ見をしながら並進をしていたり…。私のような心ない行動のために、ドライバーはひやひやしなげばなりません。私のような自転車通学者は、他にもおおぜいいるのが現状です。

少しのことが大きな事故につながることはよくあるので、じゅうぶんに注意しましょう。

ところで、ドライバーのほうにも悪質な運転というものはよくあります。例えば、暴走運転ですが、私たちのように自転車に乗る者にとっては、とても怖いものです。

また、登校中の車が多いとき、通学路の狭い所に、大型のトラックがよく止まっています。そうすると私たちは、なかなか通れなくて困ってしまいます。それに、混雑している道で止まらなくてはならない場合、止まると後ろからクラクションでどなられます。横断歩道で待っているときも、だれも止まってくれないときもあります。しかし、止まれないことがあるのもわかります。

私たちは今は、車を運転することができないので、歩行者の目線でドライバーを見てしまいます。ドライバーが、歩行者への苦情をたくさん持っているのと同じことです。歩行者側もドライバー側もそれぞれ悪いところがあるので、こうして、交通安全に対する今の現状をみてみると、あまりよくないことがわかります。では、どうすれば交通安全が守れるのでしょうか。一つは、「ゆとりのある

心でゆずりあう気持ち」というものがたいせつになってくるでしょう。これで、横断歩道の場合は解決できます。

次に、「人のことを考えて、迷惑をかけない」ということもたいせつです。口でいうのはたいへん簡単なことなのですが、実行するのは容易ではありません。もし、だれもが人に迷惑をかけないように気をつけたなら、一人として交通事故に遭うことはなくなると思っています。

例えば、暴走運転をやめたなら、自転車も歩行者も安全に道路にいられるでしょうし、もし追い越しをしなかったら、向かい側のドライバーは、安全に運転できるでしょう。

このように、一人ひとりが交通安全を守るように努力したら、この秋穂町からは、小さな事故も大きな事故もなくなるはずですが、交通安全は、その地域の住民一人ひとりの手で築き上げるものです。この秋穂町は、少し道が狭いところもあるので、ドライバーにとっては冷や汗をかくときもあるでしょう。



味を教え、秋穂町全体で安全な町にしましょう。全国の交通安全の輪も、あちこちの一部地域からだんだん広がっていくものだと思います。

みんな目指しましょう。交通安全。

ご存じですか 国民年金



二十歳になったら国民年金

日本に住んでいる人はすべて、いずれかの公的年金制度に加入し、老後や万一の事故に備えることが義務づけられています。

国民年金は、農林漁業、商工サービス業、自由業などで、従業者五人未満の事業所に働く人、無職の人、および、それらすべての奥さんや家族の人を対象にしており、二十歳から五十九歳まで加入しなければなりません。

厚生年金や共済組合などの加入者の奥さんや、昼間部の大学生も

希望すれば加入でき、多くの人が加入しています。

年金は老後の保障と考えがちですが、それだけではありません。若くして障害者になられたり、働き手である主人を亡くしたときの保障も重要です。

万一に備え国民年金では、障害年金、母子年金、準母子年金があります。しかし、これらの年金は保険料をきちんと納めていないと受けられないことがあります。

二十歳になったら、他の年金制度に加入していない人は、国民年金に加入の手続きをしましょう。

選挙豆事典

選挙人名簿と 住民基本台帳

住所異動者はすぐ届け出を

選挙人名簿は、選挙権のある人をあらかじめ登録しておいて、投票のときに本人であるかどうかを照合して、選挙の公正をはかるために作られている名簿です。選挙権があっても選挙人名簿に登録されていない人は投票することができません。

選挙人名簿に登録されますと、その登録は永久に効力を有し、死亡、国籍喪失または他の市町村の区域に住所を移し四か月を経過したときなど、法定の手続きによって抹消される場合のほかは、その効力は失われないことになっております。そして、この選挙人名簿は国会議員の選挙をはじめ都道府県や市町村の議会の議員、および長の選挙などすべての選挙に共通して用いられます。

選挙人名簿への登録は、市町村



の選挙管理委員会が職権で行いますが、登録されるためには、登録の基準となる日（定時登録＝毎年九月一日、選挙時登録＝選挙のつど選挙管理委員会が定める日）現在において、次の要件のすべてを満たしていなければなりません。

1. 年齢満二十歳以上の日本国民であること。
2. 当該市町村の区域内に住所を有する者であること。
3. その者にかかる当該市町村の住民票が作成された日（他の市町村から住所を移した者については転入の届け出をした日）から、引き続き三か月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されている者であること。
4. 欠格者（禁治産者、禁錮以上の刑に処せられている者、選挙権が停止されている者）でないこと。

従って、住所の異動などがあった場合には、必ず住民基本台帳法に基づく異動届を十四日以内に市町村役場に提出することが必要です。



教育費は学資保険 で「準備」を

お子様の学資金の準備も始めていらっしゃるかと存じますが、文部省が私立大学「二百九十一校を対象に調べた五十七年度の学生納付金平均額によりますと、入学金二十一万円、初年度授業料は四十

万円、施設費十九万円で入学時に必要な費用は八十一万円となります。

これは表面上のもので、このほか教科書、寄付金、下宿生活の場合には敷金、礼金、当月の下宿代、身の回り品等の諸経費が、ざっとみても百万円以上かかります。

また、入学から卒業までの費用となると四年生の私大で、下宿する場合は物価上昇分等を見込まない単純計算でも六百万円以上と多額な費用となり、短期間にねん出するとなるとたいへんなことです。そこで学資金準備には、少額ですむ小・中学校の義務教育期間中に準備することが賢明だといえます。

郵便局の学資保険は確実に学資金の準備ができる方法として、多くのかたがたから喜ばれご利用いただいております。

詳しいことは、最寄りの郵便局へお尋ねください。



問 選挙人名簿に登録されている者が、他の市町村に住所を移した方が住民基本台帳法による手続き（届け出）をしない場合はどうなるか。

答 選挙人名簿に登録されている市町村を「A町」、新しい住所地の市町村を「B町」としますと、A町の選挙管理委員会では、その者がA町の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき、住民基本台帳法による届け出の有無にかかわらず、直ちにA町の選挙人名簿にその旨を表示し、A町の区域内に住所を有しなくなった日後四か月を経過すると選挙人名簿から抹消します。

従って、B町に住民基本台帳法による届け出をしない場合には、選挙の際、選挙権はあっても投票することができなくなりしますので、他市町村に住所を移した場合には、すぐ住民基本台帳法による届け出をすることが必要です。

秋穂灯台を移設



草山山頂に移設した新灯台

草山山頂に移転工事を進めていた新灯台が昨年の十二月十四日に完成し、同日二十日から新たな光を海面に送っています。

今まで以上に、付近を航行する船舶の海上安全に寄与することでしょう。

新灯台の概要
 地上高 十二メートル
 平均水面上 百二十八メートル
 位置 草山崎 東径一三一度二分三三秒、北緯三三度五八分五三秒
 光達距離 一一・一五海里(約四万一千六百七十メートル)

おのけら

第4回吉敷郡バトミントン大会

2月20日開催

次の要領で吉敷郡バドミントン大会が開催されますので、ふるってご参加ください。

主催 吉敷郡バドミントン協会
日時 二月二十日(日)午前八時三十分開会式、四十五分試合開始

試合方法および種目 トーナメント戦(敗者戦を行う予定)
A級、B級、C級 男・女複

参加資格 吉敷郡内のクラブ所属者または郡内在住、在勤者で吉敷郡バドミントン協会に登録している人(当日登録も可)

締め切り 二月十日(木)

申し込み先 吉敷郡阿知須町駅前スポーツアトラス内藤井博人宛

秋穂町民で参加希望者は、秋穂町中央公民館へご連絡ください。

参加料 一人五百円 登録料(未登録者のみ)一人二百円

体力づくり

町民走ろう大会

2月20日開催

第十一回町民走ろう大会を、二月二十日(日)(雨天の場合二十七日)町道・青江宮ノ目線で開催します。

体力づくりニキロコースとチャ

レンジ五キロコースの二部で実施します。各自の体力に応じて多数のかたに挑戦していただきたいと思っています。

申し込みは、各区の体育推進委員へご連絡ください。

準備の都合上、当日の申し込みは受け付けません。

子ども会ハイキング

3月6日実施

秋穂・大海両地区の子どもが交流し、友情と親睦を深め、併せて郷土の史跡や産業を知ることとを目的に、三月六日(日)子ども会ハイキングを実施します。

コース、時間等の詳細についてはまだ決まっていますが、後日有成会長さんにご連絡いたします。

町の人口

＜前月対比＞		
人口	9,305人	+4
男	4,448人	-1
女	4,857人	+5
世帯数	2,493	±0
＜住民基本台帳 1月1日現在＞		

元気を秋穂っ子の皆さん、たくさん参加してください。

冥福を祈ります

(敬称略)

部落	氏名	年齢	逝去の日
赤崎	有岡松乃	73	12月18日
中野	平田慶彦	74	同 24日
井南山	縣 仁	65	同 28日
宮之且	松本マサコ	77	1月2日
黒潟南	黒石トキ	86	同 13日
東本町	原田マツ	89	同 14日

(12月16日～1月15日届出)

2・3月(予定)の休日診療医院 (吉南医師会)

時間：9時から18時まで

日	内科Ⅰ	電話	内科Ⅱ	電話	外科	電話
2月6日(祝)	小郡・柳澤小児科	08397-③-3121	二島・藤井医院	083987-2002	阿知須・同仁病院	083665-2130
11日(祝)	〃 岡医院	〃 ②-2388	秋穂・有富医院	2705	小郡・三隅外科	08397-②-1003
13日(日)	〃 田中内科	〃 ②-2325	阿知須・同仁病院	083665-2130	〃 小林外科	〃 ③-1515
20日(日)	〃 浜本小児科	〃 ③-0616	佐山・田村内科	083989-4749	〃 林病院	08397-②-0411
27日(日)	〃 林病院	〃 ②-0411	秋穂・小野医院	2353	秋穂・吉武医院	2330
3月6日(日)	〃 第一病院	〃 ②-0333	阿知須・新井医院	083665-2048	小郡・第一病院	08397-②-0333

今月の心配ごと相談日 10日(木)大海分館・21日(月)老人福祉センター